

すべての事業者の皆さまへ
改正消費税法の説明会を開催します！

「軽減税率」？ 「インボイス」？ あなたの疑問を解決！

いよいよ来年10月から、消費税及び地方消費税の税率が10%に引き上げられると同時に「軽減税率制度」が実施されます。

また、平成35年10月からは「インボイス制度」が導入されます。

今回の改正は、業種にかかわらず、すべての事業者の皆さまに関わる改正です。

壱岐法人会並びに壱岐間税会では、壱岐税務署と共催で、この改正についての実務的な説明会を開催します。講師は、壱岐税務署から派遣されます。開催スケジュール・お申込み要領等は次のとおりですので、皆さまのご参加をお待ちしております。

○ 説明会開催スケジュール

会場番号	地区	開催日時	場所
①	勝本	10月16日(火) 14時～16時	勝本町ふれあいセンター かざはや 壱岐市勝本町大久保触 1736番地2
②	芦辺	10月18日(木) 18時～20時	クオリティライフセンター つばさ 壱岐市芦辺町箱崎中山触 2548番地
③	郷ノ浦	10月22日(月) 14時～16時	壱岐の島ホール 中ホール 壱岐市郷ノ浦町本村触 445番地
④		10月22日(月) 18時～20時	
⑤	石田	10月31日(水) 18時～20時	石田農村環境改善センター 壱岐市石田町池田東触 672の1番地

○ 申込み要領等

(1) 改正消費税法説明会申込書に出席予定の会場番号等をご記入の上、壱岐法人会あて郵送、電話又はFAXでお申し込みください。

公益社団法人 壱岐法人会

〒811-5132 壱岐市郷ノ浦町東触 590番地4

TEL・FAX (0920) 47-5880

(2) 個人経営・法人経営を問わず、事業者の方皆さまが参加できます。

(3) 無料で受講できます。

(4) 住所や事業所の所在地に関係なく、①～⑤のいずれの会場でも受講できます。

改正消費税法説明会申込書

会場番号	参加予定人数	お名前又は法人名	
	人	連絡先	TEL () -